

港湾運営会社の設立について

京浜港においては、横浜港及び川崎港の二港が先行して、京浜港で1つの港湾運営会社を設立します。

現在、会社法による新設分割の手続き等を進めており、平成28年1月に新会社を設立し、港湾運営会社の指定を受ける予定です。

その後、国及び川崎市等の出資を受けることにより、京浜港における特定港湾運営会社として、国の支援も得て戦略港湾である横浜港及び川崎港を一体的、効率的に運営することにより、国際競争力のさらなる強化を図っていきます。

1 港湾運営会社設立のスケジュール（予定）

平成28年1月12日	新会社設立
1月中旬	国土交通大臣へ港湾運営会社指定申請
3月上旬	国土交通大臣による港湾運営会社指定
3月下旬	国・川崎市・民間企業等による出資（特定港湾運営会社へ移行）

2 新たに設立する港湾運営会社の概要

(1) 商号

横浜川崎国際港湾株式会社

(2) 本社所在地

横浜市

(3) 設立予定日

平成28年1月12日

※港湾運営会社としての指定は、3月上旬を予定

(4) 資本金等

資本金 2億3千万円、資本準備金2億2千万円（合計4億5千万円）

出資構成 横浜市（100%）

なお、港湾運営会社の指定後、国、川崎市、民間企業等の出資を受け、横浜市分も含め全体で概ね10億円規模となる見込み。

(5) 役員及び組織体制

代表者、役員及び組織体制については運営会社設立後を見据え、現在調整中。

(6) 業務内容

- ・横浜港、川崎港のコンテナターミナルの運営、整備計画の策定
- ・無利子貸付金を活用した施設整備
- ・国、港湾管理者、横浜港埠頭株が所有するコンテナターミナル施設のユーザーへの一体的貸付
- ・貨物集貨策、ポートセールス等の企画立案、実施